

## 令和3年度県内観光施設等撮影事業実施業務委託仕様書（案）

### 1 委託事業の名称

令和3年度県内観光施設等撮影事業実施業務

### 2 業務の目的

令和5年秋に実施するデスティネーションキャンペーン（以下、DC）に向け、秋から早春時期の茨城県内の魅力的な観光資源等の素材写真を収集し、営業活動の際に活用することで、本県への更なる誘客の促進を図る。

### 3 委託業務内容

#### （1）観光資源等の写真撮影

秋から早春にかけての、本県の魅力的な観光資源等の素材写真を以下により収集する。

##### ア 撮影場所

- ・別添リストに掲載の観光資源のほか、自然景観、施設、体験、食等、秋から早春にかけて本県の魅力を訴求できる観光資源（撮影場所）を提案すること。なお、場所の選定にあたっては、本事業の目的やDCのコンセプト（※）を踏まえること。

##### （※）DCコンセプト

- ・「アウトドア」、「食」、「新たな旅のスタイル」を柱として全国から誘客を推進する
- ・アフターコロナの観光流動・県内経済の復活を目指す

##### イ 撮影箇所数及び枚数

- ・別添リストに掲載の100箇所を含め、計120箇所以上撮影すること。かつ、1箇所あたり5枚以上撮影すること。

##### ウ 撮影方法

- ・偕楽園については、ドローンを使用した撮影を行うこと。
- ・体験写真については、モデルを起用した撮影を含めること。  
※撮影する体験の素材は、委託者と協議のうえ決定すること。

##### エ 写真画素数

- ・提案によるが、ポスター、パンフレット等への使用に際し、十分な画素数であること。

##### オ その他

- ・最終的な撮影場所等については、委託者と協議のうえ決定すること。

#### 4 納品物

##### (1) 電子データ (HDD 又は DVD-R)

- ・ jpeg 形式の新たに撮影した画像
- ・ Credit を入れた画像

※HDD 又は DVD-R は、ウイルスチェックを行うとともに、チェックの日付、ウイルス対策ソフト名、パターンファイル日付を明記のこと。

#### 5 納品場所

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部観光物産課内)

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-3622

#### 6 納入期限

令和4年3月31日(木)

#### 7 委託契約の期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで

#### 8 留意事項

- (1) 写真撮影に係る施設管理者との交渉・手配や打合せ、撮影許可手続等一切の業務は、受託者の責任において行うこと。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、委託者は一切の責任を負うものでない。
- (2) 受託者がこの業務において新たに取得した画像の著作権は、委託者に帰属することとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。
- (3) モデルを起用した写真は、少なくとも3年以上(令和4年～6年まで)使用できるものとし、モデルの肖像権など必要な許可を取ること。
- (4) 撮影に付帯する経費(旅費・交通費、施設入館料、モデル起用の場合の人件費、料理撮影の場合の料理代等)は委託費でまかなうこと。
- (5) 天候や開花状況などを鑑み、柔軟に撮影を行うこと。
- (6) 単調な写真だけでなく、SNSにも汎用性のある「映える」写真も納品すること。

#### 9 その他

- (1) この仕様書に明示されていない事項または業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。
- (2) 各撮影リストの予定等は変更することがある。
- (3) 撮影にあたっては、新型コロナウイルスの対策を行いながら実施すること。